高収益作物次期作支援交付金

※現時点での内容であり、今後変更になる可能性があります

スケジュール

第1回公募(事業実施主体のみ):令和2年5月20日(水)~6月2日(火)

第2回公募予定:令和2年6月中旬 第3回公募予定:令和2年7月中旬

第4回以降:随時

<u>※複数回の公募がありますので、第2回公募に間に合わなくても、第3回以降の公募で申請が</u> 可能です。

事業の流れ

◆ 地域で組織される事業実施主体が事業の窓口となり、国への申請 や生産者の取組等の取りまとめや交付金の交付等を行います。

取組実施者(生産者)は、地域の事業実施主体に対し、取組計画書等を提出

事業実施主体は、事業実施計画書等を作成し、九州農政局長に申請

取組実施者 (生産者)



事業実施主体 (地域農業再生協議会等)



玉

取組実施が確認された場合は、国から交付された交付金を、取組実施者に交付

事業実施主体

取組実施者(生産者)3戸以上が必要

- ◆ 都道府県農業再生協議会、地域農業再生協議会
- ◆ 農業協同組合連合会、農業協同組合
- ◆ 農業者の組織する団体 等

取組実施者(生産者)の交付要件(令和2年4月末現在)

- ◆ 令和2年2月から4月の間に野菜、花き、果樹、茶について、出荷実績がある 又は廃棄等により出荷できなかった生産者
- ◆ 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入していること、または加入を検討する生産者

問い合わせ先

九州農政局 生産部 園芸特産課

2096-300-6253

高収益作物次期作支援(実施要領別紙1別表1)

下表「取組項目」から、2つ以上を同一ほ場に対して実施した取組実施者に対し、 交付金を交付します。

【**交付単価**】5万円/10アール(中山間地域等5.5万円/10アール)

【交付対象面積】

- ・高収益作物の次期作において、同一ほ場で2つの取組項目を実施する面積
- ・交付は、一ほ場につき1回限り

取組類型	取組項目
ア 生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入 ②集出荷経費の削減に資する資材の導入
イ 生産性又は品質向上に要す る資材等の導入に資する取組	①品目・品種等の導入、②肥料・農薬等の導入 ③かん水設備等の導入
ウ 土づくり・排水対策等作 柄安定に資する取組	①土壌改良・排水対策の実施 ②被害防止技術の導入
エ 作業環境の改善に資す る取組	①労働安全確認事項の実施、②農業機械への安全装置の追加導入、 ほ場環境改善・軽労化対策の導入
オ 事業継続計画の策定の取組	①事業継続計画の策定等

高収益作物次期作支援(実施要領別紙1別表2)

下表「取組類型」ア〜ウから、1つ以上の取組項目を実施した取組実施者に対し、 交付金を交付します。

【交付単価】取組類型ごとに2万円/10アール(中山間地域等2.2万円/10アール)

【交付対象面積】

- ・高収益作物の次期作において、取組項目を実施する面積
- ・交付は、取組類型ごとに一ほ場につき1回限り

	取組類型	取組項目
7	7 新たに直販等を行うため のHP等の環境整備	①新規契約の締結、②追加契約の締結 ③需要開拓による販路の変更
1	(新品種・新技術導入等 に向けた取組	①都道府県知事が定める新品種の導入 ②都道府県知事が定める新技術の導入
	フ海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、 GAP等の取組	①残留農薬基準等への対応、②有機農業の認証取得に向けた取組、③GAPの認証取得に向けた取組、④MPS(花き生産総合認証)の取得に向けた取組

【留意点】取組を実施したことが確認できる証拠書類 (領収書、 写真、営農記録等)が必要です。